

こ 成 保 第 693 号

令和7年12月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）
（令和7年度補正予算分）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）（令和7年度補正予算分）実施要綱」を定め、令和7年12月26日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適切かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。

別紙

保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）

（令和７年度補正予算分）実施要綱

１．事業の目的

保育所等や認可外保育施設、児童館における業務のＩＣＴ化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。

また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）、こども誰でも通園制度を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のＩＣＴ化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

２．実施主体

- （１）３の（１）、（２）、（３）、（５）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）又は市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
- （２）３の（４）、（６）、（７）、（９）の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下「都道府県等」という。以下当該事業に係る部分は同じ。）又は都道府県等が認めた者とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。
- （３）３の（８）の実施主体は、都道府県とする。なお、都道府県が認めた者へ委託等を行うことができる。

３．事業の内容

- （１）保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入

ア 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）とする。ただし、特別区及び財政力指数が１．０以上の市町村が運営するものについては、次のイの「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」を有するシステムを導入する場合に限り対象（①の機能に関する部分のみ対象）とする。

イ 対象事業

本事業は、保育所等が保育士等の業務負担を軽減するため、以下の①から④までに掲げる機能を有するシステム（４つの機能のうち１つ以上の機能を有するもの）を導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を１施設１回に限り補助する。

ただし、過去に当該事業又は他の事業により補助を受けた場合であっても、以下の（ア）及び（イ）においては、同一施設に対し、①または④の機能を有するシステムを新たに導入するために必要な費用に限り、補助することができるものとする。

（ア） 補助を受けて②から④のうち１つ以上の機能を有するシステムを導入し、かつ、令和８年度中に保育業務施設管理プラットフォームを導入することを予定している施設において、新たに「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」を有するシステムを導入する場合

（イ） 補助を受けて①から③のうち１つ以上の機能を有するシステムを導入した施設において、新たに④キャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合

なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ② 保育に係る計画・記録に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

ウ その他

（ア） イ（イ）の「① 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

（イ） システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士等の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する旨を申し出た保育所等を優先的に採択する。

（ウ） システムの導入において、地域におけるＩＣＴ導入の実態や課題を整理

し、ＩＣＴ導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ＩＣＴ関連事業者等が参画する協議会等を設置することができるものとする。なお、上記協議会等には、既存の保育等に関する協議会等において同様の整理や協議等を行う場合を含む。

(エ) システムの導入に当たっては、下記の調査研究等も参考に、保育士等の業務負担軽減に資する機能を導入すること。

- ・ 「ロボット・ＡＩ・ＩＣＴ等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究」株式会社野村総合研究所（令和３年３月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861861.pdf>

- ・ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和３年３月）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf

- ・ 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン業務改善実践に向けた事例集」（令和４年３月）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/05ff6131/20231016_policies_hoiku_84.pdf

(オ) システムを導入した保育所等は、その効果等について、別に定める日までに、別紙により市町村を通じてこども家庭庁に報告するとともに、ＩＣＴ化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めること。なお、報告内容については、とりまとめの上、こども家庭庁において公表することとしているので留意すること。

(２) 通訳や翻訳のための機器の導入

ア 対象施設

保育所等とする。ただし、特別区及び財政力指数が１．０以上の市町村が運営するものを除く。

イ 対象事業

本事業は、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）の一部を補助する。

(3) こども誰でも通園制度実施施設における I C T機器導入

ア 対象施設

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する施設とする。ただし、3（1）及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成 27 年 5 月 21 日初等中等教育局長裁定）の別紙 4 幼児教育の質の向上のための I C T化支援』において対象となっている施設の一部で実施するもの（当該事業における補助又は交付の実績を問わない）並びに特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が運営するものを除く。

イ 対象事業

こども誰でも通園制度実施施設における I C T化を推進するため、空き枠の登録や入退室管理等を行うためのタブレット型端末及びインターネット環境の整備、キャッシュレス決済等に係る I C T機器の導入費用の一部を 1 施設 1 回に限り補助する。

ウ その他

システムの導入において、地域における I C T導入の実態や課題を整理し、I C T導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、I C T関連事業者等が参画する協議会等を設置することができるものとする。なお、上記協議会等には、既存の保育等に関する協議会等において同様の整理や協議等を行う場合を含む。

(4) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の I C T化を行うためのシステムの導入

ア 対象施設

(ア) 病児保育事業を実施する市町村又は児童福祉法第 34 条の 18 第 1 項に基づく届出を行い、かつ、病児保育事業実施要綱（令和 6 年 3 月 30 日付こ成保第 180 号こども家庭庁成育局長通知）の要件を満たす事業所とする。

(イ) 一時預かり事業を実施する市町村又は児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項に基づく届出を行い、かつ、児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 項の基準を満たす事業所とする。

イ 対象事業

本事業は、利用希望者の利用手続の負担軽減や病児保育事業等を行う事業所の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、病児保育事業等を行う事業所における空き状況の確認や予約手続等の業務を I C T化するためのシステ

ムを構築又は導入するための費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。

（ア） 市町村において本事業を実施する場合には、管内の病児保育事業等を行う事業所の空き状況をリアルタイムで表示できる機能や、管内の病児保育事業等を行う事業所の空き状況をオンラインで収集するための機能等を備えること。また、これらの機能を備えるアプリ等の開発経費も対象とする。ただし、ア（ア）を対象施設とするものについては、上記機能に加え、他市町村に住民票を有する利用者が予約可能な機能を備えるシステム又は当該機能の拡張が可能なシステムであること。なお、当該市町村の属する都道府県において、次の（ウ）の事業を行う予定がある場合には対象としない。

（イ） 病児保育事業等を行う事業所において本事業を実施する場合には、当該事業所の空き状況をリアルタイムで表示できる機能や、利用希望者がオンラインで予約又はキャンセル手続きができ、さらに自動リマインド機能やキャンセル待ちの自動繰上げができる機能等を備えること。また、市町村又は都道府県において構築又は導入されたシステムに対して空き状況をオンラインで報告するためのシステムを導入するために要した費用についても対象とする。ただし、上記ア（ア）を対象施設とするものについては、上記機能に加え、他市町村に住民票を有する利用者が予約可能な機能を備えるシステム又は当該機能の拡張が可能なシステムであること。なお、当該事業所の属する都道府県において、イ（ウ）の事業を行う予定がある場合には、市町村又は都道府県において構築又は導入されたシステムに対して空き状況をオンラインで報告するためのシステムを導入するために要した費用を除き、対象としない。

（ウ） 都道府県において本事業を実施する場合には、当該都道府県が主導して管内の広域連携（市町村間において協定等を取り交わしたうえで、相互の施設を利用可能とすること。以下同じ。）のために必要な調整等の事務を行い、かつ、当該広域連携に参加する市町村内の病児保育事業を行う事業所において、他市町村に住民票を有する利用者が予約可能なシステムの構築又は改修を行う等、広域連携を推進するためのＩＣＴ化を行うこと。

ウ その他

上記イ（ウ）の事業については、ア（イ）を対象施設とするものを除く。

(5) 医療的ケア児を受入れる保育所等における I C T機器導入

ア 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

イ 対象事業

医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児とのコミュニケーション等に I C T機器を導入する場合について補助を行う。

(6) 認可外保育施設における機器の導入

ア 対象施設

＜イ対象事業の（ア）の場合＞

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）とする。

＜イ対象事業の（イ）の場合＞

児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和 6 年 3 月 29 日付こ成保第 218 号こども家庭庁成育局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、特別区及び財政力指数が 1.0 以上の都道府県等が運営するものを除く。

イ 対象事業

（ア） 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用（機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保育に係る計画・記録に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

（イ） 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用（機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請

求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

ウ その他

(ア) 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する認可外保育施設においては、適切な登降園管理が行われるよう各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

(イ) 1施設1回に限り補助するものとする。

(ウ) システムの導入において、地域におけるＩＣＴ導入の実態や課題を整理し、ＩＣＴ導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ＩＣＴ関連事業者等が参画する協議会等を設置することができるものとする。なお、上記協議会等には、既存の保育等に関する協議会等において同様の整理や協議等を行う場合を含む。

(7) 保育士等の研修のオンライン化事業

ア 対象事業

都道府県等が保育士等に対して実施する研修について、保育士等が在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備や教材作成に係る費用等の一部を補助する。

(8) 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化

ア 対象事業

保育士試験の受験申請や保育士登録の申請・変更に係る手続等について、申請手続の簡素化や効率化により、申請者の利便性の向上を図るため、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修や構築等に係る費用の一部を補助する。

(9) 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入

ア 対象施設

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設（児童館）とする。

イ 対象事業

児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のＩＣＴ

化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を 1 施設 1 回に限り補助する。

4. 留意事項

- (1) 対象施設等がシステムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) 都道府県等は、都道府県等以外の者が運営する対象施設等から、導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料を提出させるとともに、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出させ、適切と認められるものを事業の対象とすること。

また、事業完了後には実績報告書を提出させ、事業の適切な執行を確認すること。

- (3) 本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない。

5. 費 用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(注) 安全計画

- ・ 保育所及び地域型保育事業所：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 92 号）」において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画
- ・ 幼保連携型認定こども園：認定こども園法第 27 条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画
- ・ 認可外保育施設：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）の（別添）認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

(別紙)

システム導入による効果等の報告書

【記入欄】

1 基本情報

施設名	
施設種別	
所在市町村	
報告者役職・氏名	
報告日	

2 導入したシステム

システム業者の名称	
①保育に関する計画・記録に関する機能	
②園児の登園及び降園の管理に関する機能	
③保護者との連絡に関する機能	
④キャッシュレス決済に関する機能	
端末購入等の有無	
システム使用開始日	

3 事業費の内訳（単位：円）

システム導入費	
端末購入費	
インターネット環境整備費	
その他	
合計	0

4 導入効果

(1) 時間面での効果

項目	該当の有無	「有」の場合の時間数（分）
導入による業務時間の削減の有無		
<業務時間削減の具体的な効果> ※業務時間の削減「有」の場合のみ、その内訳を回答		
残業時間の縮減		
職員同士の話し合いの時間の増加		
子どもに直接対応する時間の増加		
保護者に直接対応する時間の増加		
研修に参加する時間の増加		

(注) 時間数は、職員1人当たり、1日当たりの平均時間数（分）を記載すること

(2) 費用面での効果

項目	該当の有無
導入による費用面の削減の有無	
<費用削減の具体的な効果> ※費用面の削減「有」の場合のみ回答	
残業代の削減	
園だより等の印刷コストの削減	
<削減された費用の充当先> ※費用面の削減「有」の場合のみ回答	
給与、賞与	
システムのランニングコスト	
その他職場環境等の改善（※）	

（※）「その他職場環境等の改善」の具体的な内容

(3) その他の導入効果（自由記載）

5 その他

導入後の課題、効果が出ていない場合の理由等（自由記載）